

身元保証人とは（3）

今回は、老人ホーム入居の際の「身元保証人」が、本人の存命中にその老人ホームを退去せざるを得なくなったときに、身元（身柄）を引き受けなければならないとお話ししました。

具体的にイメージしにくいと思いますので、事例を通してお伝えしていきたいと思います。



一つ目の事例は、まだ元気で自立している入居者が多いサービス付高齢者住宅での出来事です。Aさん（女性、85歳）は3年前に、自宅での生活を続けていくことに不安を感じ、ご自分で探して見つけたサービス付高齢者住宅に入居しました。

当初は快適に暮らしていましたが、徐々に認知症の症状が見られるようになっていきました。最終的には、夕方になるとAさんが全裸で施設内の共用部分である廊下を歩き回り、疲れるとラウンジに座っているという行動を繰り返すようになってしまいました。

身元保証人が施設に呼ばれ、本人とも面会し、居室内の確認をしたところ、トイレは尿取りパッドで詰まらせてしまい、冷蔵庫の中には汚れ物の衣類が詰め込まれているような状況でした。

このサービス付高齢者住宅では、在宅用の介護保険サービスを使ったとしても、Aさんが適切な状態で過ごしていく環境を作り出すのは難しいとの判断から、身元保証人として、Aさんがスムーズにこの施設を退去し、次に今のAさんの状況でも受け入れ可能な介護付き有料老人ホームを選定して転居をしていただく手配をすることになります。

ここで大切なことは、Aさんが既に自分自身で現状を理解し、適切な意思決定を行うことが困難になっている状況となっていることから、身元保証人は、身元保証人としての立場とともに、Aさん本人に代わってAさんの住み処を決定し、適切な介護を受けられるように環境を整えるための契約を行い、その費用を支払うことについて、すべて権限を持っているなければならないということです。

この場合、身元保証人がAさんの財産管理も出来ているような家族であれば問題ありません。しかしそうでない第三者が身元保証人である場合には、併せて「後見人等」の立場を有していなければ、本人の財産の全容を把握し、本人に代わって適切に支出し、本人が適切な介護を受けながら安心して暮らしていけるような各種入居契約や介護保険の契約等を本人に代理して行うことは出来ません。

身元保証というのは、契約書上に記名押印と印鑑証明書の添付だけで成立することが多いので、安易に考えてしまうことが多いかもしれません。そしてしばらくの間は、本人は自立しているので、身元保証人としての仕事もありません。

しかし、本人が正常な判断が出来なくなったときには、身元保証人としての仕事は一転して大変重いものになります。と同時に、本人はその時はもうそのことを理解できなくなっている場合がほとんどなのです。

つづく